

支払先口座の登録はお済みですか？

これまで雇用関係助成金（以下「助成金」といいます。）のお支払いについては、一部の助成金を除き、支給申請書を提出する都度、お振込みを希望する金融機関の名称、口座番号等を支給申請書にご記入いただいていたところでした。

このたび事業主のみなさまの負担軽減のため、**平成26年8月1日から、助成金の支給申請書を提出する際に支払先口座をご登録いただき、次回以降の助成金の支給申請についてもご登録の支払先口座へお振込みさせていただくこととなりました。**

事業主のみなさまには、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

○ 支払先口座の登録方法

- ・支給申請書を提出する際に、「支払方法・受取人住所届」を提出してください。

○ 「支払方法・受取人住所届」の提出が必要な事業所

- ・はじめて助成金の支給申請を行う事業所
- ・過去に助成金の支給申請を行ったことはあるが、「支払方法・受取人住所届」を提出したことがなく、支払先口座の登録がお済みでない事業所
- ・すでに登録済の支払先口座の変更を希望する事業所
- ・口座名義等を変更した事業所

○ 注意点

- ・一度支払先口座の登録を行った後に、助成金の支給申請書を提出する場合、再度「支払方法・受取人住所届」を提出する必要はありません。（支払先口座を変更する場合を除きます。）
- ・高年齢者雇用安定助成金（提出先：福岡高齢・障害者雇用支援センター）、両立支援等助成金（提出先：福岡労働局雇用均等室）の支給申請を行う事業所については、「支払方法・受取人住所届」を提出する必要はありません。
- ・支払先口座の登録は一事業所につき一つとなります。

○ お問い合わせ先

福岡労働局福岡助成金センター

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館1階

TEL 092-411-4701 FAX 092-411-4703

福岡労働局・福岡助成金センター・ハローワーク